

障害福祉サービス等職員就業促進事業実施要綱

7 福祉障地第 1308 号

令和 8 年 3 月 31 日

(目的)

第 1 条 本事業は、障害福祉現場での就業を希望する未経験者等を新たに雇用し、働きながら研修の受講ができるよう取り組む事業者を支援することにより、障害福祉分野への人材の参入促進と即戦力の確保を図ることを目的とする。

(実施主体)

第 2 条 本事業の実施主体は、東京都（以下「都」という。）とする。ただし、次の要件を満たす法人に本事業の一部を委託して実施することができる。

- (1) 障害福祉サービス全般について、幅広い知識・情報を備えていること。
- (2) 福祉保健医療を担う人材育成に関する豊富な知識・ノウハウを有していること。

(対象者)

第 3 条 本事業の対象者は、現に離職中の者で、障害福祉現場における就労を希望する者とする。

(事業内容)

第 4 条 本事業は、前条で定める者を障害福祉サービス等事業所（訪問系サービス及び相談系サービス（いずれも障害児を対象とするものを含む。）を除く。）において有期雇用し、福祉・介護業務に従事しながら研修の受講ができるよう取り組む事業者に対し、有期雇用期間中の雇用経費や研修受講費用の支援を行う。

(事業実施に当たっての留意事項)

第 5 条 本事業の一部を委託して実施する場合、都と本事業の受託者とは、緊密な連携を図りながら本事業を実施するものとする。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（令和 8 年 3 月 31 日 7 福祉障地第 1308 号）

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。